

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2012年8月13日
【会社名】	サントリーホールディングス株式会社
【英訳名】	Suntory Holdings Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐治 信忠
【本店の所在の場所】	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
【電話番号】	06(6346)1682
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営企画本部長 経本部長 千地 耕造
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号
【電話番号】	06(6346)1682
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営企画本部長 経本部長 千地 耕造
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 744,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	サントリー ワールド ヘッドクォーターズ (東京都港区台場二丁目3番3号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度は採用していません。

(注) 1. 2012年3月29日(木)開催の定時株主総会における募集事項の決定の取締役会への委任決議及び2012年8月10日(金)開催の取締役会決議により行うものであります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	1,000,000株	744,000,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	1,000,000株	744,000,000	-

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
744	-	1株	2012年8月30日(木)~ 2012年8月31日(金)	-	2012年8月31日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

4. 払込期日までに、本株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われなないこととなります。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
サントリーホールディングス株式会社 総務部	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 大阪営業部	大阪市中央区伏見町三丁目5番6号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
744,000,000	200,000	743,800,000

(注)1. 新規発行による手取金とは、本有価証券届出書においては本自己株式処分による手取金をいいます。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、書類作成費用であり消費税等は含まれておりません。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額743,800,000円は、全額を2012年12月末までに長期借入金返済に充当する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係

割当予定先の概要		
名称	サントリー持株会	
所在地	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	
出資額	15,517百万円	
組成目的	当社と当社の従業員であるサントリー持株会の会員とが一体となって当社グループの発展のために努力するとともに、会員の財産形成に資することをその目的とする。	
主たる出資者及びその出資比率	当社従業員	100%
業務執行組員又はこれに類する者	氏名	理事長 富田 真人
	住所	東京都港区
	職業の内容	当社従業員
提出者と割当予定先との関係		
出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	30,426,189株
人事関係	当社従業員5名が割当予定先の理事（理事長1名、副理事長1名を含む）を兼任しております。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	退会者の株式を再配分するまでの間、当社が退会者からの買取り代金を一時的に立替えております。	

(注) 1. 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係の欄は、2012年8月13日現在のものです。

2. サントリー持株会は、当社の従業員持株会であります。

## (2) 割当予定先の選定理由

当社従業員の財産形成及び経営への参画意識醸成を通じて当社グループの企業価値の向上を図るため、サントリー持株会を本自己株式処分の割当予定先として選定したものです。

## (3) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,000,000株

## (4) 株券等の保有方針

割当予定先からは、長期的に継続して当社株式を保有する意向であることを確認しております。

## (5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先より、当社従業員である会員の拠出金によって払込みを行う予定であることを確認しており、本自己株式処分の払込みについて特段問題がないものと判断しております。

#### (6) 割当予定先の実態

割当予定先が保有する当社株式に係る議決権は、理事長がこれを行います。

また、割当予定先は、当社従業員を会員とする従業員持株会であり、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下「特定団体等」といいます。)に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

定款の定めにより、本自己株式処分により割り当てられる当社株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要します。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格につきましては、連結簿価純資産方式(直前の当社定時株主総会に提出された決算日現在の当社の連結貸借対照表の株主資本の額から配当金を控除した額を決算日当日における当社の発行済株式総数で除する方法)に基づき算定しております。当該方式は算定根拠として客観性が高く合理的であり、かつ、有利発行に該当しないものと判断しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

発行数量につきましては、本自己株式処分による発行数が発行済株式総数に占める割合が0.15%であり、株式の希薄化の程度は軽微であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
寿不動産株式会社	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	613,818	90.10	613,818	89.97
サントリー持株会	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	30,426	4.47	31,426	4.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	6,871	1.01	6,871	1.01
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	6,871	1.01	6,871	1.01
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	6,871	1.01	6,871	1.01
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	6,871	1.01	6,871	1.01
サントリーホールディングス株式会社(自己株式)	大阪市北区堂島浜二丁目1番40号	5,900	-	4,900	-
公益財団法人サントリー生命科学財団	大阪府三島郡島本町若山台一丁目1番1号	3,590	0.53	3,590	0.53
佐治 信忠	東京都港区	652	0.10	652	0.10
鳥井 信吾	神戸市東灘区	539	0.08	539	0.08
計	-	682,413	99.31	682,413	99.31

(注) 1. 2012年8月13日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 所有株式数は、千株未満を切り捨て表示しております。

3. 2012年4月1日付にて住友信託銀行株式会社は中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、三井住友信託銀行株式会社に商号変更するとともに、住所を変更しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第3期有価証券報告書の提出日（2012年3月30日）以後本有価証券届出書提出日（2012年8月13日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（2012年8月13日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の第3期有価証券報告書における「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（2012年8月13日）現在、重要な設備の新設等が追加され、次のとおり計画しております。

#### （1）重要な設備の新設等

2012年8月13日現在において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内 容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
サントリー酒類 (株)利根川ビール 工場	群馬県邑楽 郡千代田町	ビール・ス ピリッツ	製造設備 新設	1,700	-	自己資金	2012年6月	2013年5月

（注）上記金額には、消費税等は含んでおりません。

#### （2）重要な設備の除去等

該当事項はありません。

## 3 最近の業績の概要

2012年8月9日に公表した第4期中間連結会計期間(自2012年1月1日至2012年6月30日)に係る中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書は以下のとおりであります。

なお、これらの中間連結財務諸表は「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成したのではなく、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の中間監査を終了したものではありませんので、中間監査報告書は受領しておりません。

## 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	前連結会計年度 (2011年12月31日現在)		当中間連結会計期間末 (2012年6月30日現在)		増減	前中間連結会計期間末 (2011年6月30日現在)	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	金額	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産	772,293	44.6	760,878	45.2	11,415	674,064	40.7
現金及び預金	288,134		224,952		63,181	189,295	
受取手形及び売掛金	249,785		262,020		12,234	227,430	
たな卸資産	171,869		195,088		23,219	190,726	
その他	63,453		79,770		16,317	67,568	
貸倒引当金	949		954		4	956	
固定資産	957,082	55.4	921,499	54.8	35,582	982,866	59.3
1.有形固定資産	393,024		399,085		6,061	396,408	
建物及び構築物	125,975		125,580		395	129,646	
機械装置及び運搬具	100,804		105,679		4,875	99,135	
工具、器具及び備品	58,997		60,146		1,148	58,527	
土地	83,175		83,229		54	85,074	
その他	24,071		24,450		378	24,025	
2.無形固定資産	366,016		353,348		12,668	402,803	
のれん	342,390		329,405		12,984	387,404	
その他	23,625		23,942		316	15,398	
3.投資その他の資産	198,041		169,065		28,975	183,654	
投資有価証券	92,825		93,672		846	95,292	
その他	109,536		78,435		31,100	92,880	
貸倒引当金	4,320		3,041		1,278	4,518	
繰延資産	800	0.0	649	0.0	150	978	0.0
資産合計	1,730,175	100.0	1,683,027	100.0	47,148	1,657,909	100.0

(注)

有形固定資産に対する減価償却累計額	638,607	648,425	9,817	636,987
-------------------	---------	---------	-------	---------



科目	前連結会計年度 (2011年12月31日現在)		当中間連結会計期間末 (2012年6月30日現在)		増減	前中間連結会計期間末 (2011年6月30日現在)	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	金額	金額	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債	589,304	34.1	558,951	33.2	30,353	574,297	34.6
支払手形及び買掛金	81,618		89,197		7,578	87,790	
電子記録債務	100,745		109,023		8,278	96,001	
短期借入金	79,214		69,218		9,996	93,982	
1年内償還予定の社債	45,000		15,000		30,000	31,010	
未払酒税	44,527		42,269		2,257	26,505	
未払消費税等	8,658		8,442		215	5,889	
未払法人税等	19,331		8,935		10,395	14,762	
未払金	95,478		98,878		3,399	87,428	
未払費用	55,664		62,267		6,602	58,228	
賞与引当金	8,984		9,049		65	8,809	
その他	50,082		46,669		3,412	63,888	
固定負債	657,313	38.0	635,738	37.8	21,575	599,602	36.2
社債	186,050		185,941		109	201,947	
長期借入金	352,645		340,229		12,416	291,929	
退職給付引当金	10,710		10,860		150	10,913	
役員退職慰労引当金	355		333		21	412	
その他	107,551		98,373		9,178	94,399	
負債合計	1,246,618	72.1	1,194,690	71.0	51,928	1,173,899	70.8
(純資産の部)							
株主資本	515,340	29.7	519,928	30.9	4,588	485,651	29.3
資本金	70,000		70,000		-	70,000	
利益剰余金	449,352		453,941		4,588	420,309	
自己株式	4,012		4,012		-	4,658	
その他の包括利益累計額	58,964	3.4	59,218	3.5	253	25,593	1.5
その他有価証券評価差額金	7,572		7,762		190	8,456	
繰延ヘッジ損益	31		283		314	243	
為替換算調整勘定	66,506		67,264		758	33,806	
新株予約権	50	0.0	51	0.0	0	38	0.0
少数株主持分	27,130	1.6	27,575	1.6	444	23,912	1.4
純資産合計	483,557	27.9	488,337	29.0	4,780	484,010	29.2
負債純資産合計	1,730,175	100.0	1,683,027	100.0	47,148	1,657,909	100.0

## 中間連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	前中間連結会計期間 （自 2011年 1月 1日 至 2011年 6月30日）		当中間連結会計期間 （自 2012年 1月 1日 至 2012年 6月30日）		増減 金額	前連結会計年度 （自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日）	
	金額	百分比 （%）	金額	百分比 （%）		金額	百分比 （%）
売上高	833,179	100.0	870,082	100.0	36,902	1,802,791	100.0
売上原価	412,201	49.5	432,651	49.7	20,449	898,223	49.8
売上総利益	420,978	50.5	437,431	50.3	16,452	904,568	50.2
販売費及び一般管理費	370,302	44.4	399,402	45.9	29,100	790,406	43.9
営業利益	50,676	6.1	38,028	4.4	12,647	114,161	6.3
営業外収益	2,383	0.3	3,387	0.4	1,004	4,392	0.2
受取利息	419		490		70	914	
受取配当金	1,182		1,332		150	1,813	
為替差益	160		534		374	226	
雑収入	620		1,029		408	1,437	
営業外費用	4,617	0.6	4,906	0.6	288	9,527	0.5
支払利息	3,939		4,221		281	7,916	
雑支出	678		685		6	1,611	
経常利益	48,441	5.8	36,509	4.2	11,931	109,026	6.0
特別利益	1,174	0.1	1,002	0.1	172	4,513	0.3
投資有価証券売却益	590		421		169	1,545	
受取補償金	-		260		260	1,042	
その他	584		320		264	1,925	
特別損失	12,823	1.5	4,315	0.5	8,507	20,842	1.2
固定資産廃棄損	1,730		1,933		202	4,351	
震災関連費用	5,635		1,579		4,055	6,509	
資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額	2,614		-		2,614	2,623	
その他	2,842		802		2,040	7,358	
税金等調整前中間（当期）純利益	36,793	4.4	33,196	3.8	3,596	92,697	5.1
法人税、住民税及び事業税	607	0.1	10,718	1.2	10,111	37,865	2.1
法人税等調整額	-	-	6,703	0.8	6,703	14,392	0.8
少数株主損益調整前中間 （当期）純利益	36,185	4.3	15,775	1.8	20,410	69,223	3.8
少数株主利益	2,628	0.3	3,012	0.3	383	6,609	0.3
中間（当期）純利益	33,557	4.0	12,763	1.5	20,794	62,614	3.5

## 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	前中間連結会計期間 (自 2011年 1月 1日 至 2011年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2012年 1月 1日 至 2012年 6月30日)	前連結会計年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)
	金額	金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間(当期)純利益	36,793	33,196	92,697
減価償却費	24,521	26,079	50,174
のれん償却額	10,831	10,486	21,278
受取利息及び受取配当金	1,602	1,822	2,728
支払利息	3,939	4,221	7,916
固定資産廃棄損	1,730	1,933	4,351
売上債権の増減額(は増加)	15,892	12,073	8,165
たな卸資産の増減額(は増加)	25,880	22,776	10,305
仕入債務の増減額(は減少)	803	12,364	1,670
未払酒税及び未払消費税等の増減額(は減少)	18,582	2,392	2,266
その他	21,691	7,997	26,189
小計	68,532	57,214	182,003
利息及び配当金の受取額	1,677	1,839	3,328
利息の支払額	3,056	4,327	8,056
法人税等の支払額	20,626	20,512	34,221
営業活動によるキャッシュ・フロー	46,527	34,214	143,053
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形及び無形固定資産の取得による支出	25,558	33,344	57,109
有形及び無形固定資産の売却による収入	781	321	2,876
投資有価証券の取得による支出	3,447	1,072	4,158
投資有価証券の売却及び償還による収入	1,568	154	6,407
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	14,260	-	25,222
その他	2,758	44	2,581
投資活動によるキャッシュ・フロー	43,676	33,896	79,787

科目	前中間連結会計期間 (自 2011年 1月 1日 至 2011年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2012年 1月 1日 至 2012年 6月30日)	前連結会計年度 (自 2011年 1月 1日 至 2011年12月31日)
	金額	金額	金額
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (は減少)	903	2,014	7,283
長期借入れによる収入	45,273	1,140	145,928
長期借入金の返済による支出	26,695	24,843	74,474
長期預け金の減少額	1,701	-	1,673
社債の発行による収入	21,395	-	21,387
社債の償還による支出	658	30,000	1,646
リース債務の返済による支出	1,278	1,293	2,462
配当金の支払額	6,184	8,174	6,184
少数株主への配当金の支払額	3,696	2,977	6,242
その他	4,380	126	3,766
財務活動によるキャッシュ・フロー	26,380	64,007	66,931
現金及び現金同等物に係る換算差額	756	500	1,195
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	29,988	63,188	129,001
現金及び現金同等物の期首残高	159,044	288,126	159,044
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	-	80
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	189,032	224,937	288,126

#### 4 自己株式の取得等の状況

第3期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの自己株式の取得等の状況は次のとおりであります。

株式の種類 普通株式

##### 1 取得状況

(1) 株主総会決議による取得の状況  
該当事項はありません。

(2) 取締役会決議による取得の状況  
該当事項はありません。

##### 2 処理状況

該当事項はありません。

##### 3 保有状況

2012年8月13日現在

報告期間末日現在における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	687,136,196
保有自己株式数	5,900,748

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第3期)	自 2011年1月1日 至 2011年12月31日	2012年3月30日 近畿財務局長に提出
---------	---------------	------------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2011年3月25日

サントリーホールディングス株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 誠一郎 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	生越 栄美子 印
--------------------	-------	----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝口 聖規 印
--------------------	-------	---------

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサントリーホールディングス株式会社の2010年1月1日から2010年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリーホールディングス株式会社及び連結子会社の2010年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

(重要な後発事象)に記載のとおり、会社は2011年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方及び関東地方の拠点等において、一部に被害が発生している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に準じた監査証明を行うため、サントリーホールディングス株式会社の2010年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、サントリーホールディングス株式会社が2010年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。  
2 . 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2012年3月23日

サントリーホールディングス株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 誠一郎 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	生越 栄美子 印
--------------------	-------	----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝口 聖規 印
--------------------	-------	---------

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサントリーホールディングス株式会社の2011年1月1日から2011年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリーホールディングス株式会社及び連結子会社の2011年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## &lt; 内部統制監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に準じた監査証明を行うため、サントリーホールディングス株式会社の2011年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、サントリーホールディングス株式会社が2011年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2011年3月25日

サントリーホールディングス株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 誠一郎 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	生越 栄美子 印
--------------------	-------	----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝口 聖規 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサントリーホールディングス株式会社の2010年1月1日から2010年12月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリーホールディングス株式会社の2010年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2012年3月23日

サントリーホールディングス株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	東 誠一郎 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	生越 栄美子 印
--------------------	-------	----------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	溝口 聖規 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサントリーホールディングス株式会社の2011年1月1日から2011年12月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリーホールディングス株式会社の2011年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しています。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。